

水道事業経営戦略の概要

(平成 29 年度～平成 38 年度)

■策定の背景

・国では、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(第 3 章 経済・財政一体改革の取組)において、地方財政の厳しい状況を踏まえ、3つの公営企業改革項目が打ち出された。

①公営企業の全面的な見える化

- ・新会計基準による予算・決算の実施……………H26 年度～
- ・地方公営企業法適用の拡大……………H29 年度～(上水道と簡易水道の経営統合)
- ・「経営比較分析表」の策定・公表……………H26 年度決算～

②公営企業の抜本的な改革の検討の推進……………(事業の廃止、民営化や広域化等の検討)

③「経営戦略」の策定推進【今回策定】

- ・H26.8 総務省通知 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」通知
- ・H28.1 総務省通知 普通交付税措置されている高料金対策については、経営戦略の策定が要件化された。H28 年度中に策定、公表しないと H29 年度から交付税措置されなくなる。
(交付税影響額 10,950 千円)

計画期間 平成 29 年度から平成 38 年度 (10 年間)

対象事業 「水道事業」経営統合が予定されている場合は、簡易水道事業も含むこと。

■経営戦略の基本方針

水道は、市民生活や社会・経済活動に欠くことのできない重要なライフラインとして、常に安全・安心な水を安定的に供給することが求められており、平常時はもとより、災害などの非常時においても一定の給水を確保することが大きな責務です。

こうしたサービスを市民に提供し続けるためには、水道事業を取り巻く環境の変化に的確に対応した事業運営を行うことが必要であるため、将来にわたって安定的に事業を進めていくため 10 年間で計画期間とした経営戦略を策定しました。

I 安全・安心な水道水の供給を目指します。

- ・クリプトスポリジウムなどの病原性大腸菌対策に対応した浄水処理施設整備を行い、水質の安全性を確保するとともに、おいしい水の供給を目指します。
- ・安定した水量、水質確保のため県水へ切り替える地域を検討します。
- ・水安全計画の策定を行い、水源から給水栓に至る総合的な水質管理を実施し、水道水質管理水準の向上を図ります。

II 災害に強い水道を目指します。

- ・平成 25 年度に策定した管路耐震化計画に基づき、積極的に耐震化を進めます。
- ・浄水場や配水池については、施設統廃合計画や更新計画において耐震化を図ります。
- ・応急給水資器材の整備や復旧体制の強化により、災害時の対応の迅速化を図ります。

III 経営の安定を図ります。

- ・簡易水道との事業統合（経営統合）を行い、経営の基盤強化を図ります。
- ・施設の統廃合などにより施設規模の適正化を図り、維持管理コスト削減を目指します。
- ・継続的な漏水調査の実施と、老朽管更新を計画的に進め有収率の向上を図ります。
- ・水道事業の持続性、公共サービスの質の向上のため、官民連携を更に押し進めます。
- ・将来にわたり持続可能な水道事業を運営するため、様々な広域連携の方法を検討します。

■「収支計画」について

①投資についての説明

- ・目標として有収率、管路更新率、管路耐震化率を設定
 1. 奥恵下配水池耐震化事業（平成 30 年度）
 2. 実戸配水池耐震化事業（平成 31 年度）
 3. 管路耐震化事業（平成 29 年度～平成 38 年度）
 4. 青木斧戸線改良事業に伴う水道管改良事業（平成 29 年度～平成 31 年度）

②財源についての説明

- ・目標として、給水人口一人当たりの企業債残高、計画期間末での資金残高を設定

★給水収益

給水人口の減少とともに収益も減少する見込み

★企業債

将来の返済負担を考慮し、各年度の企業債発行額は原則償還元金の範囲内としたが、大型投資事業 1～3 については、充当率 100%で計上

★繰入金（負担金及び出資金）

総務省の繰出基準に基づいた、旧簡易水道事業債に係る金額を計上

③計画に未反映の今後検討予定の取組事項

- ★施設の統廃合による維持管理費の削減、包括委託業務の更なる拡大による費用削減、ICTを活用した更新需要の平準化、広域的体制へ向けた調査研究
- ★リニア関連の施設整備費、給水収益は、見直し時点で反映

④損益状況

- 10 年間の計画期間では黒字を維持

■事後検証に関する事項

- ・毎年、進捗管理（モニタリング）を行い、見直し（ローリング）は 3 年後に実施